



平成 26 年 10 月 16 日

各 位

株式会社リアルビジョン  
代表取締役社長 沼田 英也  
(東証二部・コード 6786)  
問合せ先 取締役管理部長 斉藤 順市  
電話 (03-6277-8031)

## 新規事業の開始及び資本業務提携契約の締結並びに第三者割当による 新株式及び新株予約権発行、株式会社D S Cの株式取得に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 10 月 16 日開催の取締役会において、下記のとおり新規事業を開始するとともに、広告代理店業を営む株式会社D S C（以下、「D S C」といいます）との間で資本業務提携契約（以下、「本資本業務提携」といいます）を締結し、第三者割当による新株式及び新株予約権の発行（以下、「本第三者割当」といいます）並びに当社によるD S C株式の取得（以下、「本株式取得」といいます）を決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### I. 新規事業の開始・資本業務提携

##### 1. 新規事業開始の趣旨及び資本業務提携の目的

当社は、ますます急速な技術進化を遂げる電気機器・情報通信サービス業界において、様々な技術革新に対応し、顧客満足度の高いサービスを提供することで、業容の拡大及び業績の改善を図るべく、前連結会計年度までに株式会社ソアシステム及び株式会社上武を連結子会社化し、システム開発等の受託開発案件において、各社の保有する様々な開発技術を活かすとともに、グループ内の最適な人材配置による開発体制を構築し、積極的な開発案件の獲得に取り組む等、グループ各社のシナジー効果を最大限に活用した事業展開に取り組んでおります。これにより、前連結会計年度においては売上高が前年度比 154%、当期純損失は前年度比約 50%と業績は回復傾向で推移しておりますが、当社の黒字化の早期実現及びより強固な収益基盤の確立のためには、既存事業の構造改革のみでは充分と言えないため、当社は平成 26 年 1 月の中期経営計画策定以降、更に新たな収益源を確保すべく、新規事業の開拓を含めた事業規模拡大に向けた経営戦略の策定及び事業構造の見直しを行ってまいりました。しかしながら、当社の事業活動を通じて新規事業への参入、M&A等を推進するには、時間的、資金的な制約があるため、平成 26 年 3 月期定時株主総会にて選任された新たな役員体制のもと検討を重ねた結果、当社が今後、機動的な新事業展開を行うためには最適なパートナー企業との提携が必須であるとの考えに至り、当社はパートナー企業の選定を進めてまいりました。

D S Cは、主に法律系士業（弁護士、司法書士、行政書士、税理士、社労士等）への広告の提案、コンサルティング業務、ホームページ制作等を行う総合広告代理店企業です。同社は、2002 年の士業広告出稿解禁以来、対士業向け広告代理店のパイオニアとして業界特有のニーズに沿ったデータとノウハウを蓄積し、専門性の高いサービスを提供することで、平成 25 年 7 月期の売上高は約 73 億 2,800 万円、取引事務所数は約 1,000 と、確実な実績を積み重ねております。

当社とD S Cは、当社が長年グラフィックス分野で培った I T技術やノウハウと、D S Cの広告事業における顧客基盤及びノウハウの共有により、広告事業に関する社内管理システムの構築を行い、経営資源の効率化を図るとともに、昨今の急速な I T技術進化に対応した広告商品の充実化を実現させ、より付加価値の高い顧客サービスを提供することで、両社の企業価値・収益力の向上が見込めると考え、両社協議の結果、資本業務提携契約を締結することといたしました。

## 2. 本資本業務提携及び新規事業の内容

### (1) 資本提携の内容

当社とD S Cは、両社の業績向上を目的とした本業務提携に係る協議の過程で、業務提携の効果を最大にするためには相互に株式を継続保有し、将来にわたり確固たる関係を構築していくことが重要であり、業務提携と併せて相互に資本関係を構築することが有用であると判断いたしました。相互出資については、両社株式の流通性、事業の経済性評価、財務状況等を総合的に勘案した上で両社協議の結果、以下のとおり資本提携を行うことで合意しております。

- ① 当社は、D S Cを割当先として当社の普通株式 900,000 株（割当後の所有議決権割合 13.02%）を発行する予定であり、D S Cは発行される新株式の全てを引受けます。
- ② 当社は、D S Cの株主である Pure Gold Assets Ltd より、同社が所有するD S C普通株式 146 株（発行済株式総数 1,250 株・議決権総数 730 個のうち議決権比率 20%分）を取得いたします。

### (2) 業務提携の内容

当社とD S Cは、双方の経営資源を有効に活用し、当社グループのシステム開発技術やノウハウ、D S Cの広告事業運営ノウハウ及び顧客基盤を共有することで、当社はD S Cに対し広告代理店事業における販売管理・財務管理等の社内管理システムの構築・運用を行い、D S Cの本社機能の効率化を図るとともに、Web 広告に関して当社によるコンテンツ開発、営業戦略の立案、コンサルティング、D S Cによる新規顧客開拓等を実施し、両社の事業領域拡大を目指してまいります。

なお、本資本業務提携契約におきまして、D S Cは当社に対し、当該契約締結の日以降に到来する各1年間を計算期間とし、初年度に年間 11 億円、2年度に年間 19 億円の案件を発注することを保証する旨を定めております。

※当該保証につきましては、業務提携における発注額に対する保証であり、当社の利益及び発注内容を保証するものではありません。

### (3) 新規事業の内容

当社は、上記資本業務提携を実施することを前提とし、新たな事業として広告事業に参入いたします。本事業の具体的な事業活動としては以下を予定しております。

#### ① Web 広告に関する営業戦略立案、コンテンツ開発及びこれに係るコンサルティング

士業広告案件のWEB展開について、当社によるSNS等を活用した広告手法の立案やD S Cによる顧客ニーズ調査等を行い、ニーズに応じた広告手法について既存顧客へ提案し案件獲得へ繋げることを計画しております。なお、D S Cが獲得したWeb 広告案件は、当社及びWeb サイト構築技術を有する株式会社ソアシステムが制作を請負うことを想定しております。

#### ② D S Cからの案件受注による広告代理店業及び広告代理店事業に係る販売・財務管理システムの構築、運用、保守

受発注契約や見積・納品・支払/入金進捗等の管理において、業務プロセスを整備し、適正かつ円滑な業務遂行を行うための包括管理システムの構築、運用、保守、コンサルティングサービス等を行います。本業務提携においては、現段階ではD S Cに対し、当該管理システムの運用を実施する予定であり、D S Cから広告案件を受注するとともに、広告事業における業務特性などの情報提供を受け、D S C自体の管理システムの構築、運用、保守サービスを実施する予定です。なお、当該システムの構築・運用・保守については、当社グループである株式会社ソアシステム、株式会社上武の有する業務システム開発技術を活用した推進を想定しております。

## 3. 本資本業務提携の相手先の概要

D S Cの概要は、後記「Ⅱ. 第三者割当による新株発行 6. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要」をご参照ください。

## 4. 日程

- |                         |                   |
|-------------------------|-------------------|
| (1) 取締役会決議日             | 平成 26 年 10 月 16 日 |
| (2) 本資本業務提携契約締結日        | 平成 26 年 10 月 16 日 |
| (3) 本第三者割当増資及び本株式取得の実行日 | 平成 26 年 11 月 4 日  |

## 5. 今後の見通し

本資本業務提携の実行により、D S Cは当社の持分法適用関連会社となる予定であります。本件が平成 27 年 3 月期当社連結業績に与える影響につきましては、現在精査中であり、判明次第速やかに開示いたします。

## II. 第三者割当による新株式及び新株予約権発行

### 1. 募集の概要

#### (1) 新株式発行の概要

① 払込期日	平成 26 年 11 月 4 日
② 発行新株式数	当社普通株式 900,000 株
③ 発行価額	1 株につき 223 円
④ 調達資金の額	200,700,000 円
⑤ 募集又は割当方法	第三者割当の方法による 株式会社 D S C 900,000 株
⑥ その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とする。

#### (2) 新株予約権発行の概要

① 割当日	平成 26 年 11 月 5 日
② 発行新株予約権の数	12,651 個
③ 発行価額	1 個につき 250 円
④ 当該発行による潜在株式数	1,265,100 株
⑤ 調達資金の額	282,749,850 円 (内訳) 新株予約権の発行による調達額： 3,162,750 円 新株予約権の行使による調達額： 279,587,100 円
⑥ 行使価額	221 円
⑦ 募集又は割当方法	第三者割当の方法による 株式会社 RICARO JAPAN 12,651 個
⑧ その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とする。

### 2. 募集の目的及び理由

上記「I. 新規事業の開始・資本業務提携 1. 新規事業開始の趣旨及び資本業務提携の目的」のとおり、両社の業績向上を目的とした本業務提携に係る協議の過程で、業務提携の効果を最大にするためには相互に株式を継続保有し、将来にわたり確固たる関係を構築していくことが重要であり、業務提携と併せて相互に資本関係を構築することが有用であると判断いたしました。加えて、D S Cの広告事業運営ノウハウを活用し、当社が新たな事業として広告代理店業を展開するあたり、仕入資金等の資金確保が不可欠であるため、当社は第三者割当による新株式及び新株予約権の発行を行うこととし、本第三者割当により調達する資金をもって、D S C株主である Pure Gold Assets Ltd から相対取引により D S C普通株式を取得するとともに、今後の当社広告事業の推進に係る運転資金へ充当いたします。

当社は、本第三者割当による資金調達以外の資金調達の方法についても検討いたしました。銀行等の融資による間接金融での資金調達は、当社は担保となる資産等を有していないこと及び当社の業績、財政状況から事実上困難であり、また有利子負債の増加は財務体質の健全上の観点から今回取り得る手段ではないものと判断いたしました。直接金融による資金調達については、公募増資は現状の株式市場、当社の業績、財政状況、株価動向、株式流動性等から判断すると現実的でなく、更に株主割当は、調達額も不確定であり、また手続きにかかる時間及びコストを考慮した場合不適であると判断いたしました。上記検討を踏まえ、第三者割当による資金調達は最適な選択肢であると考えております。また、本第三者割当において新株予約権による資金調達の併用を選択いたしましたのは、新株予約権の割当予定先である株式会社 RICARO JAPAN (以下、「RICARO JAPAN」といいます) からの本資本業務提携による当社の新規事業の進捗に応じて投資を行いたいとの要望等を勘案の上、段階的な新株予約権行使により既存株主の皆様における株式価値の希薄化を低減できる点で優位性があると判断したことによるものです。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
483 百万円	11 百万円	472 百万円

- (注)1. 発行諸費用の内訳は、フィナンシャルアドバイザー費用 3.5 百万円、登録免許税等登記関連費用 3.4 百万円、弁護士費用 2.5 百万円、その他費用 1.6 百万円です。  
2. 発行諸費用の概算額には消費税等は含まれておりません。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
D S C 株式取得費用 (20%相当)	本新株式の発行による調達資金 200.7 百万円	平成 26 年 11 月
	本新株予約権の発行による調達資金 0.3 百万円	
本新規事業の推進に必要とされる一般運転資金等	本新株予約権の発行による調達資金 2.8 百万円	平成 26 年 11 月～平成 27 年 10 月
	本新株予約権の行使による調達資金 268.5 百万円	

- (注)1. D S C 株式の取得価額の検討に際しては、その公正性及び妥当性を確保するため、独立した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区永田町 代表取締役 能勢元 以下、「東京フィナンシャル・アドバイザーズ」という）に算定を依頼いたしました。当該株式の評価において、評価対象会社の収益性を反映した評価結果が得られることから、D S C の 5 ヶ年事業計画・国税局調査による附帯税等の見込納付額により D C F 方式を採用して算定を行った結果、当該株式の 1 株当たり株式価値は 1,772 千円～2,166 千円（D S C 発行済株式総数（自己株式を除く）全体の株式価値は 1,293,908 千円～1,581,443 千円）との算定結果となりました。当該株式の評価においては D C F 方式のほか、純資産額方式でも算定を行っており、当該方式による算定結果は 1 株あたり 1,614 千円となりました。当該算定結果を加味し、当社と D S C 既存株主との間で慎重に協議し、取得価額を 300 百万円（1 株あたり 2,055 千円）に決定いたしました。当社による同社株式の取得は、本第三者割当による新株式割当日同日付にて行うこととし、当該取得価額のうち 201 百万円を本第三者割当による調達資金のうち新株式の発効及び新株予約権の発行により調達する資金から充当いたします。残る 99 百万円については、同じく本第三者割当による新株式割当日同日付にて、当社の保有する株式会社 SOL Holdings（以下、「SOL」といいます）普通株式 270,492 株（1 株当たりの価格：本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日である平成 26 年 10 月 15 日の SOL 普通株式終値 366 円）の代物弁済にて充当いたします。
2. 本新規事業には、受注から売掛金回収まで約 3 ヶ月～6 ヶ月程度の期間を要する契約案件があり、当該売上に係る仕入や人件費等の支払は概ね 1 ヶ月～3 ヶ月程度であることから、売掛金回収までの間、当該仕入等の支払のための一時的な運転資金を要する期間が生じてまいります。当該仕入等に伴う一時的な運転資金需要は、新規事業における広告案件の増加に応じて高くなることが想定されますが、現在の広告事業に係る事業計画が順調に推移し、「Ⅰ. 新規事業の開始・資本業務提携 2. 本資本業務提携及び新規事業の内容 (2) 業務提携の内容」に記載いたしました発注保証に基づき、D S C から当社に対する発注がなされた場合、当該仕入等に係る売掛金は平成 26 年 11 月から平成 27 年 9 月までで売上高 1,098 百万円のうち 396 百万円の回収、これに対し仕入等は平成 26 年 11 月から平成 27 年 9 月までで原価 976 百万円のうち 664 百万円の支払を見込んでおり、最大約 269 百万円の一時的資金需要が発生することが想定されます。当該資金需要の増加に機動的かつ柔軟に対応するため、本第三者割当による調達資金のうち新株予約権の発行及び行使により調達する資金 271 百万円を、広告代理店事業において平成 26 年 11 月から平成 27 年 10 月頃までにかかる仕入・人件費等に充当いたします。
- なお、本新株予約権の行使が行使期間内に予定通り行われず、本新株予約権の行使による調達資金が減少した場合には、調達した資金の額に応じて広告事業における受注規模を縮小する予定です。

### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本第三者割当増資により調達した資金を「Ⅱ. 第三者割当による新株式発行、2. 募集の目的及び理由」のとおり、D S C 社株式の取得に係る対価及び今後の当社広告事業の推進に係る仕入、人件費等の運転資金へ充当することを予定しております。本第三者割当増資は発行済株式数の増加による当社株式価値の希薄化を伴うものの、広告事業への参入及び D S C 社との資本業務提携は、当社グループの現在から将来にわたる収益基盤の確立と強化の施策として有効であり、当社の企業価値および株主価値の中長期的向上に資するものとして、本資金調達の資金使途には合理性があるものと判断しております。

## 5. 発行条件の合理性

### (1) 発行価額の算定根拠及びその具体的内容

#### ①新株式

本第三者割当において発行する新株式（以下、「本新株式」といいます）1株あたりの発行価額につきましては、本資本業務提携及び本第三者割当に係る当社取締役会決議日の直前営業日である平成26年10月15日の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値である245円に対し、ディスカウント率8.98%である223円といたしました。

当該発行価額（223円）は、上記取締役会決議日の直前1ヶ月間（平成26年9月16日から平成26年10月15日）における当社普通株式の終値平均値（234.50円）に対しては4.90%のディスカウント、上記取締役会決議日の直前3ヶ月間（平成26年7月16日から平成26年10月15日）における当社普通株式の終値平均値（209.57円）に対しては6.41%のプレミアム、上記取締役会決議日の直前6ヶ月間（平成26年4月16日から平成26年10月15日）における当社普通株式の終値平均値（190.17円）に対しては17.26%のプレミアムとなっております。上記発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取り扱いに関する指針」に準拠するものであり、特に有利な発行価額には該当しないものと判断しております。

また、当社監査役全員（いずれも社外監査役）からは、上記と同様の理由により、本新株式の発行価額は割当予定先に有利な価額ではなく、有利発行に該当しない旨の意見をj得ております。

#### ②新株予約権

本第三者割当において発行する新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます）の発行価額250円は、第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズに算定を依頼した上で決定しております。なお、同社は本新株予約権の算定において、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価推移、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の買受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用いたしました。第三者機関による算定の結果として、基準となる当社株価245円（平成26年10月15日終値）、権利行使価額221円、ボラティリティ51.51%（平成25年9月から平成26年9月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間1年、リスクフリーレート0.026%（評価基準における国債レート）、配当率0%、取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき249.1円との結果を得ております。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載いたします。

i. 割当予定左記の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使期間最終日（平成27年11月4日）に時価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使期間中においては、最小二乗法を組み合わせたモンテカルロ・シミュレーションに基づき行使タイミングを計算しております。具体的には、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断されたときに割当予定先が新株予約権を行使するとしております。

ii. 取得条項があることは、割当予定先にとっては株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにもかかわらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットと言えます。よって、当社による取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因のひとつとなります。なお、当社の取得条項の発動前提は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条第2項（残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法273条第2項及び第274条第3項）の規定に従って、当取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行うことにより発動することとしております。

iii. 株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり4,780株（平成25年10月16日から平成26年10月15日までの日次売買高の中央値である23,900株の20%）ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の20%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール（自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%~20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定期間において通常利用している数値でもあることから日次売買高の20%と言う数値を採用したことは妥当であると考えております。

当社は、上記算定結果を参考とし、割当予定先との協議の結果、発行価額を250円と決定いたしました。また、行使価額につきましても割当先との協議の結果、本資本業務提携及び本第三者割当に係る当社取締役会決議日の直前営業日である平成26年10月15日の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値である245円に対し、ディスカウント率9.80%である221円といたしました。本行使価額に決定いた

しましたのは、割当予定先より、当社の事業内容について一定の理解はいただいているものの、平成14年3月期以降継続して純損失を計上していること、金融機関等から融資を受けられない経営状況にあることなど、当社の置かれている状況を加味した上でディスカウントの要望があり、当社としても本資本業務提携による収益力の向上等を考慮し、両社協議の上で決定したものであります。当該行使価額（221円）は、上記取締役会決議日の直前1ヶ月間（平成26年9月16日から平成26年10月15日）における当社普通株式の終値平均値（234.50円）に対しては5.76%のディスカウント、上記取締役会決議日の直前3ヶ月間（平成26年7月16日から平成26年10月15日）における当社普通株式の終値平均値（209.57円）に対しては5.46%のプレミアム、上記取締役会決議日の直前6ヶ月間（平成26年4月16日から平成26年10月15日）における当社普通株式の終値平均値（190.17円）に対しては16.21%のプレミアムとなっております。なお、本新株予約権の発行価額について、当社監査役全員（いずれも社外監査役）から、当社が本新株予約権の公正価値評価を外部の独立した専門機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズへ依頼し発行価額を定めていること、東京フィナンシャル・アドバイザーズにより算定された公正評価額249.1円に対し、発行価額は250円と公正評価額を上回っていることから割当予定先に特に有利な金額ではないと考えられ、有利発行には該当せず適法である旨の意見を得ております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行による株式数900,000株及び本新株予約権の目的である株式の1,265,100株を合わせた2,165,100株に対する議決権数は21,651個となります。よって、今回の資金調達により全ての株式が発行された場合、本件実施前の発行済株式総数6,012,700株の36.01%、総議決権数は60,123個の36.01%に相当し、株式の希薄化が生じることになります。また、新株予約権割当予定先が本新株予約権を行使して取得した当社株式（1,265千株）を市場で売却することによる流通市場への影響は、今後1年間の株式売買高を9百万株（過去1年日次売買高：40千株、年間取引日数：245日）と仮定すると株式売買高に占める割合は12.91%程度であることから、状況によっては株価の下落要因となる可能性があります。しかしながら、「I. 新規事業の開始・資本業務提携 1. 新規事業開始の趣旨及び資本業務提携の目的」のとおり、平成14年3月期以降の連続赤字を脱却し、当社の黒字化を早期に実現するとともに、より強固な収益基盤を確立するためには、新規事業の開拓を目的としたパートナー企業との提携が必須であり、DSCとの本資本業務提携を経て当社が広告事業へ参入することにより、当社の企業価値及び株主価値向上が期待できることから、前述の資金使途を目的とした本第三者割当による株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断いたしました。なお、希薄化率が25%以上となることから、後述の「9. 企業行動規範上の手続き」に記載のとおり、今回の資金調達の判断については社外取締役である若尾康成氏（弁護士）より、本第三者割当による資金調達には必要性及び相当性が認められる旨の意見を取得し参考としております。

また、本第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模につきまして、当社監査役全員（いずれも社外監査役）にも意見を確認しており、上記と同様の理由により本第三者割当による資金調達に必要性及び相当性が認められることから、合理的であると認められる旨の意見を得ております。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

#### ①DSC

① 名 称	株式会社DSC	
② 所 在 地	東京都渋谷区渋谷三丁目12番22号 渋谷プレステージビル2階	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 霜田 広幸	
④ 事 業 内 容	広告代理業	
⑤ 資 本 金	9,500万円（平成26年9月30日現在）	
⑥ 設 立 年 月 日	平成16年4月5日	
⑦ 決 算 期	7月	
⑧ 発 行 済 株 式 数	1,250株	
⑨ 事 業 年 度 の 末 日	7月	
⑩ 従 業 員 数	40名	
⑪ 主 要 取 引 先	株式会社アサツーディ・ケイ、株式会社電通、株式会社クオラス、株式会社博報堂	
⑫ 主 要 取 引 銀 行	みずほ銀行	
⑬ 大株主及び持分比率	Pure Gold Assets Ltd	58%
	株式会社DSC（自己株式）	42%

⑭ 上場会社と当該会社との間の関係	資 本 関 係	該当事項はありません。		
	人 的 関 係	該当事項はありません。		
	取 引 関 係	当社と当該会社との間には、当社を貸主、当該会社を借主とする金銭消費貸借契約を締結しております。(契約締結日：平成 26 年 8 月 29 日 金額：100 百万円 利率：年 3 % 返済期日：平成 27 年 2 月 28 日)		
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
⑮最近三年間の財政状態及び経営成績 (単位：千円)				
決 算 期	平成 23 年 7 月 期	平成 24 年 7 月 期	平成 25 年 7 月 期	
純 資 産	443,296	674,025	995,287	
総 資 産	1,441,153	2,041,372	3,939,774	
1 株当たり純資産(円)	607,255.62	923,322.65	1,363,407.92	
売 上 高	2,541,331	3,897,438	7,328,775	
営 業 利 益	456,368	408,127	810,980	
経 常 利 益	454,324	411,518	808,082	
当 期 純 利 益	259,768	230,728	321,262	
1 株当たり当期純利益(円)	355,847.84	316,067.02	440,085.27	
1 株当たり配当金(円)	—	—	—	

(注) 1. D S C の大株主である Pure Gold Assets Ltd は、平成 23 年 2 月設立の投資会社であり、平成 26 年 9 月末日時点の大株主は Raffles Township Ltd (D S C 株式保有割合：100% Director：LIM SIOK FEN (Raffles Township Ltd100%株主)) であります。Pure Gold Assets Ltd の D S C 株式保有方針は、純投資目的であり、経営には介入せず D S C 代表取締役に一任している旨を LIM SIOK FEN 氏より口頭確認しております。なお、Pure Gold Assets Ltd 及び Raffles Township Ltd につきましては、LIM SIOK FEN 氏より各会社の役員、主要株主等の関係者及び関係会社が、反社会的勢力等とは一切関係がないことの説明を受け、その旨の確約書を提出いただいております。

2. 平成 25 年 7 月期につきましては、国税局調査により決算数値の変更及び修正申告等を行う可能性があります。

## ②RICARO JAPAN

① 名 称	株式会社 RICARO JAPAN		
② 所 在 地	東京都港区六本木四丁目 8 番 7 号六本木三河台ビル 9 階		
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 浦 太介		
④ 事 業 内 容	投資顧問業		
⑤ 資 本 金	1,000 万円 (平成 26 年 9 月 30 日現在)		
⑥ 設 立 年 月 日	平成 10 年 11 月		
⑦ 決 算 期	1 2 月		
⑧ 発 行 済 株 式 数	1,000 株		
⑨ 事 業 年 度 の 末 日	1 2 月		
⑩ 従 業 員 数	0 名		
⑪ 主 要 取 引 先	株式会社アミーズキッチン		
⑫ 主 要 取 引 銀 行	三菱東京UFJ銀行		
⑬ 大株主及び持分比率	株式会社アミーズマネジメント 100%		
⑭ 上場会社と当該会社との間の関係	資 本 関 係	該当事項はありません。	
	人 的 関 係	該当事項はありません。	
	取 引 関 係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	

⑮最近三年間の財政状態及び経営成績 (単位：千円)			
決 算 期	平成 23 年 12 月期	平成 24 年 12 月期	平成 25 年 12 月期
純 資 産	1,261,468	1,161,893	1,152,526
総 資 産	1,401,046	1,265,174	1,259,177
1 株当たり純資産(円)	126,146	116,189	115,252
売 上 高	0	0	0
営 業 利 益	△19,726	△18,533	△21,071
経 常 利 益	△6,007	△4,412	△8,056
当 期 純 利 益	△192,019	△75,183	△9,266
1 株当たり当期純利益(円)	△19,201	△7,518	△926
1 株当たり配当金(円)	—	—	—

当社は、割当予定先である D S C 及び RICARO JAPAN より、割当予定先並びに当該割当予定先の役員、主要株主等の関係者及び関係会社（以下、「割当予定先等」と総称する。）が、反社会的勢力等とは一切関係がないことの説明を受けております。また、上記とは別に、第三者信用調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（東京都港区赤坂 代表取締役 羽田寿次）へ調査を依頼し、割当予定先等について反社会的勢力の影響を受けている事実がない旨の調査結果を得ております。

以上の通り、割当予定先等が特定団体等とは一切関係がないことを確認しており、その結果、当社として、割当予定先等は反社会的勢力との関わりがないと判断いたしました。なお、当社はその旨の確認書を株式会社東京証券取引所へ提出しております。

## (2) 割当予定先の選定理由

### ①D S C

当社は、「Ⅰ. 新規事業の開始・資本業務提携 1. 新規事業開始の趣旨及び資本業務提携の目的」のとおり、当社の黒字化の早期実現及びより強固な収益基盤の確立のため、パートナー企業の選定を進めていた中で、当社代表取締役 沼田英也の知人を通じて D S C をご紹介いただき、同社との間でアライアンスに関する協議を行う機会を得ました。その後、両社間で慎重に検討を重ねた結果、当社と D S C は双方の企業価値向上が見込めるとして資本業務提携契約を締結することとし、また、上記「Ⅱ. 第三者割当による新株式及び新株予約権発行 2. 募集の目的及び理由」のとおり、本資本業務提携を確実なものとするため、D S C を割当予定先として選定いたしました。

なお、本資本業務提携検討の過程において、D S C より当社に対し、同社の買掛金支払から売掛金回収までの短期的資金需要による借入金の申込があり、当社は D S C との今後の関係性及びそれにより得られる付加価値等を検討した結果、同社との関係構築及び資本業務提携により当社の企業価値向上に寄与する見込みがあること、当該貸付期間が比較的短期間であり、当社の資金繰りに大きな影響を及ぼさないこと等から、平成 26 年 8 月 29 日付にて金 100 百万円を D S C に対し貸付けております。

### ②RICARO JAPAN

RICARO JAPAN は、当社代表取締役 沼田英也が当社就任前に社外監査役を務めていた株式会社であります。当社は、当社の事業内容や今後の事業計画について充分にご理解いただけること及び当社の経営の独立性が確保されること、反社会的勢力と一切関わりがないこと等を割当予定先の選定方針として、RICARO JAPAN との面談を重ね、検討を行ってまいりました。その結果、当社の事業内容及び今後の事業計画、本資金調達スキームにご理解とご賛同をいただけたこと、同社は過去において投資顧問業としての活動実績はないものの、本新株予約権を行使する意向をヒアリングにより確認できたこと、RICARO JAPAN の要望である、当社の新規事業の進捗に応じた段階的な新株予約権行使は、既存株主の皆様における株式価値の希薄化を低減できる利点があること等を総合的に勘案し、本資金調達における当社のニーズを充足し得る相手先であると判断したことから、RICARO JAPAN を本資金調達の割当予定先に決定いたしました。

## (3) 割当予定先の保有方針

### ①D S C

D S C からは、当社との本資本業務提携契約に基づき、当社株式取得日から平成 28 年 10 月 15 日までの間、相手方の事前の書面による承諾がある場合を除いて当社株式の全部又は一部を譲渡しないことに資本業務提携契約により合意しております。なお、当社は割当予定先から、割当予定日が払込期



日から2年以内に本第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定です。

#### ②RICARO JAPAN

RICARO JAPANからは、経営権の獲得や支配株主となることを目的としない純投資目的であり、長期保有は行わない意向と伺っております。本新株予約権の行使により交付を受ける当社普通株式については、当社の株価動向、市場への影響を十分に考慮の上、適宜売却する方針である旨を口頭にて確認しております。

#### (4) 割当予定先の払込に要する財産の存在について確認した内容

##### ①D S C

当社は、本第三者割当に係る払込に要する資金について、割当予定先であるD S Cの決算書及び預金残高を証する書面の提出を受け、当該払込に要する資金を有していることを確認しております。なお、「Ⅱ. 第三者割当による新株式及び新株予約権発行 6. 割当予定先の選定理由等 (2) 割当予定先の選定理由 ①D S C」のとおり、当社はD S Cに対し平成26年8月29日付にて金100百万円を貸付けておりますが、D S Cは継続企業として弁済期日までに売掛金の回収等が見込まれる等、当該借入金債務の弁済資力を有していることを当社により確認しており、また顧問弁護士より、上記の前提に基づきD S Cが1億円の借入金債務を弁済し得る資力を有しているのであれば、本新株式の払込は法的に仮払込には該当しないとの意見を得ております。

##### ②RICARO JAPAN

当社は、本第三者割当に係る払込及び新株予約権の行使に要する資金282百万円について、全額は確認できなかったものの、割当予定先であるRICARO JAPANより、同社の親会社である株式会社アミーズマネジメントの預金残高を証する書面の提出を受け、同親会社より借入れる100百万円を払込金額とする旨及び当該借入に係る金銭消費貸借契約書の写しを確認しております。また、同親会社の当該預金100百万円につきましては、同親会社の自己資金である旨を同親会社より口頭にて確認するとともに、当該預金100百万円の全額をRICARO JAPANへ貸付ける旨の確約書の写しを確認しております。なお、新株予約権割当予定先の本新株予約権の保有方針は純投資であり、本新株予約権を段階的に行使して取得した当社株式を市場で段階的に売却する旨を確認しております。同社の資金証明金額は100百万円ですが、100百万円以内の金額で行使し市場で売却することを繰り返すことにより、新株予約権の全数行使が可能と考えております。

#### 7. 第三者割当後の大株主及び持分比率

募集前		新株式割当後	
株式会社ユーキトラスト	18.79%	株式会社ユーキトラスト	16.35%
日下 賢一郎	7.52%	株式会社D S C	13.02%
石田 智子	3.94%	日下 賢一郎	6.54%
日本証券金融株式会社	2.92%	石田 智子	3.43%
野村證券株式会社	1.87%	日本証券金融株式会社	2.54%
最上 剛	1.72%	野村證券株式会社	1.62%
北村 福一	1.62%	最上 剛	1.49%
粟生 典子	1.46%	北村 福一	1.41%
山岸 民夫	1.29%	粟生 典子	1.27%
株式会社インター	1.28%	山岸 民夫	1.12%

(注) 1. 上記表、「募集前」については、平成26年9月30日現在の株主名簿の記載を基礎としています。

2. 新株予約権の割当予定先であるRICARO JAPANは、新株予約権の行使により交付を受ける当社普通株式について長期保有を方針としていないため、割当後の大株主から除外しております。

#### 8. 今後の見通し

本第三者割当増資が平成27年3月期当社連結業績に与える影響につきましては、現在精査中であり、判明次第速やかに開示いたします。

## 9. 企業行動規範上の手続に関する事項

本第三者割当による新株式発行による資金調達には、希薄率が 25%以上になることから、株式会社東京証券取引所が定めた第三者割当に係る企業行動規範上の手続が必要な場合に該当し、当社において、経営者から一定程度の独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は株主の意思確認手続が必要となります。そこで、当社は、当社の社外取締役（若尾康成）及び社外監査役（稲嶺和盛）から、本第三者割当の必要性及び相当性について客観的な意見を求めるため、本第三者割当に関する事項（本新株式及び本新株予約権発行の目的及び理由、資金調達の額、使途及び支出予定時期、発行条件、割当先の選定理由、増資後の株主構成及び持株比率、今後の業績への影響等）について詳細な説明を行いました。

その結果、下記に記載のとおり、社外取締役 若尾康成氏（弁護士）より、本第三者割当による資金調達には、必要性及び相当性が認められるとの意見を得ております。

### ①必要性について

以下の理由により、本第三者割当ての必要性が認められるとの意見を得ています。

当社グループは、平成 14 年 3 月期より前連結会計年度まで継続して当期純損失を計上し、当第 1 四半期連結累計期間においても四半期純損失 44,508 千円を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、当該状況を解消すべく、「収益基盤の確立と強化」、「新規事業の開拓」及び「財務体質の改善」等の施策を実行し、収益の改善に取り組むことが急務であることが認められる。

そうした状況下、当社が、平成 14 年 3 月期以降の連続赤字を脱却し、当社グループの黒字化の早期実現並びにより強固な収益基盤を確立するためには、新規事業の開拓を目的としたパートナー企業と提携し、D S C の広告事業運営ノウハウを活用し、新規事業として広告代理店業へ参入し事業展開を行うことは、当社にとって非常に有益なものとして認められ、その判断は合理的かつ必要な判断であるといえる。

また、本第三者割当を行うことは、当社グループの黒字化の早期実現並びにより強固な収益基盤の確立を目的とした資金用途に対する非常に有効な資金調達の機会であると考えられ、また、本第三者割当てで調達した資金により D S C との資本業務提携並びに広告事業への参入により当社の財務体質を改善させるとともに、運転資金を確保することにより新規事業の継続・推進による収益力向上が見込まれることから、今後の当社グループの企業価値向上に資するものであって、当社にとって本第三者割当は必要なものであったと認められる。

したがって、当社には、本第三者割当により D S C との資本業務提携並びに新規事業として広告代理店業へ参入し事業展開を行うのに必要な資金調達を行う具体的な必要性が認められ、これを覆すに足る特段の事情は認められない。

### ②相当性について

以下の理由により、本第三者割当ての相当性が認められるとの意見を得ています。

#### (ア) 本第三者割当の適法性について

本第三者割当による新株式の発行価額は、各割当先との協議の結果、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日である平成 26 年 10 月 15 日の東京証券取引所第二部市場における貴社普通株式の終値 245 円を基準に 223 円と決定された。かかる発行価額については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠している。

そして、上場株式等市場価格のある株式の第三者割当が、発行決議の直前営業日の終値に 0.9 を乗じた金額を発行価額の上限とするという上記指針に準拠した条件で行われる場合、当該終値が異常な事実の影響を受けて形成されたなどの特別な事情がない限り、当該第三者割当は、「特に有利な金額」によるものでないと一般に解釈されている。そして、本件第三者割当において、上記のような特別な事情は存在しないことから、本件増資に係る新株式の発行価額は、「特に有利な金額」に該当せず、本件増資は有利発行による第三者割当には該当しない。

また、本第三者割当による新株予約権の払込金額及び行使価額は、独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズにより算定されており、その評価算定結果や本新株予約権の発行条件、その他本新株予約権の価値に影響を与える諸条件に鑑みて、その条件設定に特段不合理な点は認められず、東京フィナンシャル・アドバイザーズの算定が恣意的になされたことと疑わせる事情は認められない。

そして、本新株予約権の発行価額は 1 個当たり 250 円とされており、これは東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社の算定した新株予約権の公正評価額 249.1 円を上回っていることから「特に有利な金額」には該当しないと考えられる。

また、その他、本第三者割当の発行の違法性に疑義を生じさせる事情は見当たらない。

(イ) 本第三者割当を選択することの相当性について

D S Cとの資本業務提携並びに新規事業として広告代理店業へ参入し事業展開を行うのに必要な資金調達を調達する方法としては、本第三者割当以外に、借入、社債発行等の方法が考えられる。このうち、借入、社債発行等のデット・ファイナンスについては、当社の財務状況からこれ以上の財務体質を悪化させるものではあってはならず、慎重な判断が求められる。この点に関しては、平成14年3月期から継続して当期純損失を計上している当社にとっては、銀行借入や社債の発行は容易ではないことが認められる。したがって、デット・ファイナンスの選択肢は現実的ではないといえる。次に、公募による新株発行の方法が考えられる。しかし、近年当社普通株式の売買高の少なさから考えると、この方法で円滑かつ確実な資金調達を行うことは困難な状況であるといえる。このように、他の資金調達方法との比較においては、本第三者割当がもっとも有効かつ確実な資金調達を可能とするのであり、本第三者割当が他の資金調達方法との比較において非代替性及び相当性が認められるというべきであり、これを覆すに足る特段の事情は認められない。

また、割当予定先の選定にあたっては、資産の調査、反社調査などを行ったうえで、新株式の割当予定先については、資本業務提携の相手先であること、また、新株予約権の割当予定先については、当社の事業概要及び財務内容の現状、今後の事業展開及び資金使途について十分理解をし、本第三者割当に賛同してもらえらる候補先を本第三者割当の割当予定先に決定したというものであり、割当先の選定について不合理な選定が行われたと推認させる事情は見当たらない。

(ウ) 本第三者割当の発行条件の相当性について

本第三者割当の発行条件は、新株式については独立した当事者による適正な交渉の結果、定められたものであり、かつ日本証券業協会の指針に則って算定されたものといえ、その相当性が認められる。

また、本新株予約権の発行価額及び行使価額についても、当社は、アドバイザーとして任命した独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズによる本新株予約権の評価の試算結果を参考に決定している。また、上述のとおりその他本新株予約権の諸条件についても、特段不合理な点は認められず、東京フィナンシャル・アドバイザーズの算定が恣意的になされたと疑わせる事情は認められない。さらに、本新株予約権の発行価額は1個当たり250円とされており、これは東京フィナンシャル・アドバイザーズの算定した新株予約権の公正評価額249.1円を上回る発行価額で新株予約権の払込みが行われることから、この点は当社に有利な点と言える。したがって、本新株予約権の発行条件については、その相当性が認められる。

また、当社普通株式の希薄化については、本新株式の発行による株式数900,000株及び本新株予約権の目的である株式の1,265,100株を合わせた2,265,100株に対する議決権数は21,651個となり、今回の資金調達により全ての株式が発行された場合、本件実施前の6,012,700株の36.01%、総議決権数は60,123個の36.01%に相当し、株式の希薄化が生じることになる。

しかしながら、当社グループは、上述のように継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、当該状況を解消すべく、「収益基盤の確立と強化」、「新規事業の開拓」及び「財務体質の改善」等の施策を実行し、収益の改善に取り組んでおり、今般、当社がD S Cとの資本業務提携を経て当社が広告事業へ参入することは、当社グループの現在から将来にわたる収益基盤の確立と強化の施策として有効であり、それにより当社の企業価値の向上をもたらす、結果として既存株主にとっても株主価値の向上につながることを期待できると考えられる。これらの点を考慮すると、当社普通株式の希薄化の規模は、本第三者割当の目的及び必要性並びに当社が現状置かれている状況に照らして合理的であるものと認められ、それを覆すに足る特段の事情は認められない。

上記の点を総合的に考慮すると、本第三者割当の発行条件について、その相当性が認められる。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

決算期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
売上高	163,026千円	187,317千円	476,706千円
営業利益	△226,963千円	△174,493千円	△159,173千円
経常利益	△237,980千円	△186,278千円	△175,537千円
当期純利益	△263,904千円	△331,949千円	△181,809千円
1株当たり当期純利益	△58円12銭	△67円97銭	△34円90銭
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり純資産	—	152円80銭	133円54銭

- (注) 1. 平成 24 年 3 月期の 1 株当たり純資産については、連結会計年度末において連結子会社が存在せず連結貸借対照表を作成していないため、記載しておりません。
2. 当社は、平成 26 年 2 月 1 日付で普通株式 1 株につき 100 株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、平成 24 年 3 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり当期純利益及び 1 株当たり純資産を算出しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	6,012,700 株	100%
現時点の転換価格(行使価額)における潜在株式数	333,000 株	5.54%
下限値の転換価格(行使価額)における潜在株式数	—	—
上限値の転換価格(行使価額)における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

①最近 3 年間の状況

	平成 24 年 3 月 期	平成 25 年 3 月 期	平成 26 年 3 月 期	
			株式分割前	株式分割後
始 値	12,620 円	13,600 円	14,100 円	189 円
高 値	36,400 円	25,000 円	32,350 円	214 円
安 値	9,650 円	8,650 円	14,100 円	143 円
終 値	13,190 円	14,100 円	23,300 円	193 円

- (注) 1. 当社は、平成 26 年 2 月 1 日付で普通株式 1 株につき 100 株の割合で株式分割を行っております。

②最近 6 ヶ月の状況

	平成 26 年 4 月	平成 26 年 5 月	平成 26 年 6 月	平成 26 年 7 月	平成 26 年 8 月	平成 26 年 9 月
始 値	193 円	172 円	168 円	204 円	198 円	183 円
高 値	199 円	178 円	206 円	228 円	201 円	252 円
安 値	156 円	142 円	156 円	180 円	180 円	183 円
終 値	169 円	163 円	204 円	206 円	184 円	223 円

③発行決議日の直前営業日における株価

	平成 26 年 10 月 15 日
始 値	237 円
高 値	246 円
安 値	231 円
終 値	245 円

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①第三者割当増資(新株式発行)

払込期日	平成 24 年 4 月 17 日
調達資金の額	103,600,000 円
発行価額	1 株につき 12,950 円
募集時における発行済株式数	41,187 株
当該募集による発行株式数	普通株式 8,000 株
募集後における発行済株式数	49,187 株
割当先	株式会社ソリトンシステムズ

発行時における当初の資金使途	研究開発費（医用画像システムのネットワーク化への対応、組込画像表示機器への対応等）
発行時における支出予定時期	平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月
現時点における充当状況	全額充当済

②第三者割当による新株式の発行

払込期日	平成 25 年 12 月 25 日
調達資金の額	229,740,000 円
発行価額	1 株につき 21,000 円
募集時における発行済株式数	49,187 株
当該募集による発行株式数	普通株式 10,940 株
募集後における発行済株式数	60,127 株
割当先	株式会社インター 2,380 株 T Y インキュベーション合同会社 2,380 株 株式会社フードアドレス 2,380 株 清水和彦 2,380 株 N. D. C. INVESTMENT PTE. LTD. 1,420 株
発行時における当初の資金使途	株式会社上武 株式取得資金、運転資金
発行時における支出予定時期	平成 25 年 12 月～平成 27 年 12 月
現時点における充当状況	全額充当済

③第三者割当による第 1 回新株予約権の発行

申込期日	平成 25 年 12 月 25 日
調達資金の額	70,829,100 円 (内訳) 新株予約権の発行による調達額： 899,100 円 新株予約権の行使による調達額： 69,930,000 円
発行価額	新株予約権 1 個につき 270 円
募集時における発行済株式数	49,187 株
当該募集による潜在株式数	330,000 株
現時点における行使状況	0 個
現時点における潜在株式数	330,000 株
割当先	N. D. C. INVESTMENT PTE. LTD.
発行時における当初の資金使途	運転資金
発行時における支出予定時期	平成 25 年 12 月～平成 27 年 12 月
現時点における充当状況	当該新株予約権は、平成 26 年 8 月 22 日付で当社が全部を取得しております。

## 11. 発行要項

### ①新株式

- |                     |   |
|---------------------|---|
| 1. 発行する募集株式の数       | 普通株式 900,000 株  |
| 2. 募集株式の割当方法        | 第三者割当の方法による   |
| 3. 募集株式の払込金額        | 1株につき 金 223 円 (合計 金 200,700,000 円)                                  |
| 4. 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本準備金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額から増加する資本金の額を免じた額とする。 |
| 5. 申込期間             | 平成 26 年 11 月 4 日  |
| 6. 払込期日             | 平成 26 年 11 月 4 日  |
| 7. その他              | 前各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力が発生しており、当該効力が停止していないことを条件とする。              |

### ②新株予約権

- |                     |  |
|---------------------|--|
| 1. 新株予約権の目的となる株式の種類 | 株式会社リアルビジョン 第 2 回新株予約権                           |
| 2. 本新株予約権の払込金額の総額   | 金 282,749,850 円                                  |
| 3. 申込期間             | 平成 26 年 11 月 5 日                                 |
| 4. 割当日及び払込期日        | 平成 26 年 11 月 5 日                                 |
| 5. 募集の方法            | 第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を株式会社 RICARO JAPAN に割り当てる。 |

#### 6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の行使請求により、当社が当社普通株式を交付する数は、当社普通株式 1,265,100 株とする。(本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。))は 100 株とする。但し、本項第 (2) 号及び第 (3) 号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後、割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が下記「新株予約権の行使時の払込金額」第 3 項の規定に従って行使価額(同第 2 項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式に調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記「新株予約権の行使時の払込金額」第 3 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価格}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る下記「新株予約権の行使時の払込金額」第 3 項第 (2) 号及び第 (5) 号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 7. 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式 1 株当たりの価額(以下「行使価額」という。)は、221 円とする。但し行使価額は第 3 項の定めるところに従い調整されるものとする。
- (3) 行使価額の調整
  - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第 (2) 号及び第 (5) 号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本項(2)号①から④までの各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項(2)号①から④にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) その他

- ① 行使価額調整式の計算については、1円未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を切捨てる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の(株)東京証券取引所第二部市場(取引所金融商品市場の統合、再編があった場合の統合された後の取引所金融商品市場を含む。)における当社普通株

式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
  - (5) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。
    - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
    - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
    - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
8. 本新株予約権1個あたりの払込金額 金 250 円
9. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格  
本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」欄記載の対象株式数で除した数とする。
  - (2) 新株予約権の行使により株式発行の場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算定される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
10. 本新株予約権の行使期間  
平成26年11月5日（本新株予約権の払込完了以降）から平成27年11月4日までとする。ただし、「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
11. 本新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所
- (1) 新株予約権の行使請求受付場所 株式会社リアルビジョン 管理部
  - (2) 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません
  - (3) 新株予約権の行使請求の払込取扱場所  
株式会社三井住友銀行 新横浜支店 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目7番3号
12. 本新株予約権の行使の条件  
本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。また、本新株予約権の一部行使はできない。
13. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件  
当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条第2項（残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法273条第2項及び第274条第3項）の規定に従って、当取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本新株予約権1個当たり金250円の価額で残存する本新株予約権の一部又は全部を取得することができる。
14. 新株予約権の譲渡に関する事項  
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

以 上